

○伊賀市民美術展覧会審査員要綱

平成18年5月2日告示第101号

改正

平成20年5月22日告示第102号

令和3年2月8日告示第9号

令和3年8月31日告示第203号

令和4年9月9日告示第209号

令和5年3月1日告示第52号

伊賀市民美術展覧会審査員要綱

(目的)

第1条 伊賀市民美術展覧会出品作品の審査等をするため、伊賀市民美術展覧会審査員（以下「審査員」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審査員は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公募作品の中から入選作品の決定に関すること。
- (2) 入選作品の中から入賞作品の決定に関すること。
- (3) 作品講評会に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、作品の審査等に関し必要な事項

(推薦)

第3条 審査員は、伊賀市民美術展覧会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の推薦によるものとする。

(就任期間)

第4条 審査員の就任期間は、就任の日から当該日の属する年度の末日までとし、連続しての就任は、2年までとする。

(定数)

第5条 審査員の各部門の定数は、次のとおりとする。

- (1) 絵画 3名以内
- (2) 彫塑工芸 4名以内
- (3) 写真 3名以内
- (4) 書道 3名以内

(審査主任)

第6条 審査員は、部門ごとに審査主任を互選で選任する。

2 審査主任は、その部門の審査を主宰する。

(運営委員会委員との兼任禁止)

第7条 審査員は、運営委員会の委員を兼任することはできない。

(謝礼)

第8条 審査員の謝礼は、次のとおりとする。

(1) 審査 日額10,000円及び当該審査のために要した交通費の実費相当額

(2) 作品講評会解説 日額6,000円及び当該作品講評会解説のために要した交通費の実費相当額

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この告示は、平成18年5月2日から施行する。

附 則 (平成20年5月22日告示第102号)

この告示は、平成20年5月22日から施行する。

附 則 (令和3年2月8日告示第9号)

この告示は、令和3年2月8日から施行する。

附 則 (令和3年8月31日告示第203号)

この告示は、令和3年8月31日から施行する。

附 則 (令和4年9月9日告示第209号)

この告示は、令和4年9月9日から施行する。

附 則 (令和5年3月1日告示第52号)

この告示は、令和5年3月1日から施行する。